

令和2年度
国産農林水産物等販売促進緊急対策事業

品目横断的販売促進緊急対策事業における インターネット販売推進事業

対象品目ガイドライン

Vol.1:2020.06.22
Vol.2:2020.06.25
Vol.3:2020.07.17
Vol.4:2020.07.31

対象品目に関して

対象品目に関する考え方

本事業は、国家の土台であり国民の生活基盤である「食」を守るため、農林水産物等の持続的な消費活動を通して経済活動が停滞することのないよう、農林水産業や食品産業が行うインターネット販売推進事業の取組を推進することを目的とし、対象となる品目に関しては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う輸出の停滞等により、在庫の滞留、価格の低下、売上げの減少等の影響が顕著となっている品目を対象としております。

対象品目一覧

- 対象品目の範囲は「インターネット販売推進事業WEBサイト」に掲出している情報が最新となります。
- 原則、一次産品をそのまま利用した商品を対象としており、加工品は対象外となります。
※但し、水産物、ジビエのみ加工品が対象となります。

品目
和牛肉
1. 黒毛和種 2. 褐毛和種 3. 無角和種 4. 日本短角種 5. 1～4までに掲げる品種間の交配による交雑種 6. 5の交雑種と1～4までに掲げる品種間の交配による交雑種
※加工品は対象外となります
野菜・果物
1. メロン 2. マンゴー 3. いちご 4. おうとう（さくらんぼ） 5. 大葉 6. わさび 7. たけのこ
※加工品は対象外となります

対象品目に関して

品目

水産物

- マグロ類 1.クロマグロ（通称：ホンマグロ、メジ、ヨコワ） 2.ミナミマグロ（通称：インドマグロ） 3.キハダ（通称：キメジ） 4.メバチ（通称：ダルマ） 5.ビンナガ（通称：ビンチョウ）
- ブリ類 1.ブリ（通称：ハマチ、ワカシ、イナダ、ワラサ、ツバス、フクラギ） 2.カンパチ 3.ヒラマサ
- フグ類 1.トラフグ 2.マフグ 3.カラス 4.ヒガンフグ 5.ショウサイフグ 6.サバフグ
- マダイ 1.マダイ
- ホタテガイ 1.ホタテガイ
- ウナギ 1.ウナギ
- カジキ類 1.マカジキ 2.メカジキ 3.シロカワカジキ 4.クロカワカジキ
- カツオ類 1.カツオ 2.ソウダカツオ 3.スマカツオ 4.ハカツオ
- アジ類 1.マアジ 2.ムロアジ 3.シマアジ 4.アオアジ
- サワラ類 1.サゴチ 2.サワラ
- イワシ類 1.マイワシ 2.カタクチイワシ 3.ウルメイワシ 4.ニシン
- イカ類 1.スルメイカ 2.モンコウイカ 3.コウイカ 4.アオリイカ 5.ヤリイカ 6.アカイカ 7.ヒイカ 8.ホタルイカ
- カレイ類 1.マカレイ 2.マコカレイ 3.イシカレイ 4.ナメタカレイ 5.インドカレイ 6.アカカレイ 7.クロカレイ 8.アサバカレイ 9.ヤナギムシカレイ 10.メイタカレイ 11.コガネカレイ 12.シタヒラメ
- タイ類 1.カスゴ 2.チタイ 3.レンコタイ 4.クロタイ 5.アマタイ 6.イシタイ 7.アオタイ 8.キンメタイ 9.オナガ 10.オゴ 11.イトヨリ
- メヌケ類 1.メヌケ 2.アコウ 3.キンキ 4.メバル 5.オコゼ 6.アカウオ 7.カサゴ
- サケ・マス類 1.シロサケ 2.ギンサケ 3.マス 4.ニジマス
- エビ類 1.クルマエビ 2.マキエビ 3.シバエビ 4.サルエビ 5.イセエビ 6.大正エビ 7.クマエビ 8.アカエビ 9.シャコ
- カニ類 1.ワタリカニ 2.ケカニ 3.ズワイカニ
- アナゴ類 1.マアナゴ 2.ギンアナゴ
- スズキ 1.スズキ 2.セイゴ
- タコ類 1.タコ
- ハモ 1.ハモ
- ヒラメ 1.ヒラメ
- ホッケ 1.ホッケ
- ウニ類 1.ウニ
- アユ 1.アユ
- 貝類 1.アサリ 2.ウミタケ 3.カキ 4.シジミ 5.ハマグリ 6.アカガイ 7.イガイ 8.イシガキガイ 9.タイラカイ 10.ホッキガイ 11.マテガイ 12.ミルガイ 13.アワビ 14.エゾアワビ 15.トコブシ 16.サザエ 17.シツカ 18.ツブガイ 19.バイガイ 20.トリガイ 21.アオヤギ 22.貝柱 99.その他
- 海藻類 1.コンブ 2.ワカメ 3.ヒジキ 4.モズク 5.ノリ

●対象商品は一次産品、及び、対象品目を活用した水産加工品も対象となります。

詳細は下記をご確認ください。

※水産加工品に関して、対象品目合計の使用割合が水産物全体の50%以上。

※調理食品にあっては、対象品目が使用した原材料に占める重量割合上位1位の原材料であり、且つ、対象品目の名称が商品名に含まれていて、対象品目の原料原産地名の表示がなされている商品が対象となります。

対象品目に関して

品目

茶

- リーフ茶（チャノキの葉から製造した茶）

※ティーバッグ、粉末の抹茶も対象となります
※花香などの香りをつけた着香茶は対象外となります

花き

1. 切り花 2. 鉢もの 3. 花壇用苗もの 4. 花木類 5. 芝類 6. 球根類 7. 地被植物類

※観賞用以外のものは対象外となります

ジビエ

- シカ肉
- イノシシ肉

※冷蔵、冷凍、スライス、カット品が対象となります
※加工品はシカ肉・イノシシ肉を明確にした表示があり、冷蔵、冷凍品であって、対象品目の原材料の重量に占める割合が最も高ければ対象となります
※ひき肉、副生物（ホルモン等）は対象外となります

そば

- そば（なまそば、そば粉）

※干しそば（乾麺）、ゆでそば、蒸しそばは対象外となります

「和牛肉」に関するガイドライン

【1：前提条件に関して】

●対象商品は一次産品のみとし「加工品」は対象外となります。

詳細は下記をご確認ください。

※「熟成肉」に関しては生鮮食品で、且つ、**個体識別番号が存在する商品であれば対象となります。**

分類	品目	対象商品
和牛肉	1. 黒毛和種 2. 褐毛和種 3. 無角和種 4. 日本短角種	<ul style="list-style-type: none"> 一次産品（冷蔵、冷凍品、スライス、カット品含む） 一次産品を補う食料品の添付（タレ、ポン酢等）
	5. 1～4までに掲げる品種間の交配による交雑種 6. 5の交雑種と1～4までに掲げる品種間の交配による交雑種	<p>※以下の商品は対象外となります</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象品目以外の商品（畜産副生物） ひき肉 食肉加工品 対象品目以外とのセット商品（和牛と畜産副生物）

【2：対象商品の事例】 ※赤字対象外商品

	対象商品	備考	見解	
和牛肉	一次産品（対象品目そのまま）	一次産品（対象品目そのまま）		○
		牛肉セット商品	対象品目同士のセット商品	○
		牛肉と豚肉セット商品	対象品目以外とのセット商品の為対象外	×
	調味料類・薬味などの添付	+牛脂 ※ステーキなど		○
		+ソース ※ステーキなど		○
		+塩・胡椒 ※ステーキなど		○
		+タレ ※焼肉など		○
		+割下 ※すき焼きなど		○
		+ポン酢 ※しゃぶしゃぶなど		○
		+ごまだれ ※しゃぶしゃぶなど		○
		+野菜ほか ※すき焼きなど	対象品目以外とのセット商品の為対象外	×
		+豚肉と野菜 ※BBQセット商品など	対象品目以外とのセット商品の為対象外	×
		加工	ひき肉	製造工程的に100%和牛の証明が難しい為対象外
	ハンバーグ		加工品の為対象外	×
	ローストビーフ		加工品の為対象外	×
	熟成肉		生鮮食品であり、個体識別番号の確認ができる場合に限る	○
	塩・胡椒仕込み		加工品の為対象外	×
	味噌仕込み		加工品の為対象外	×
	ソース仕込み		加工品の為対象外	×
	その他	ホルモン（ハラミ、タン、レバーなど）	畜産副生物の為対象外	×

「和牛肉」に関するガイドライン

【3：その他】

●対象外となる畜産副生物は下記になります。ご参照ください。

部位表示	臓器名他	部位表示	臓器名他	部位表示	臓器名他
ホホニク (ツラミ)	頬肉	フワ	肺臓	スイゾウ	膀胱
タン	舌	ミノ	第1胃	リードボー	胸腺
ハツ (ハート)	心臓	ハチノス	第2胃	ウルテ	気管
ハツモト	下降大動脈	センマイ	第3胃	ショクドウ (ノドスジ)	食道
レバー	肝臓	ギアラ	第4胃	チチカブ	乳房
ハラミ	横隔膜	ショウチョウ	小腸	コブクロ	子宮
サガリ	横隔膜	モウチョウ	盲腸	テール	尾
メンブレン	横隔膜	シマチョウ (ダイチョウ)	大腸	アキレス	アキレス腱
マメ	腎臓	チョクチョウ (テッポウ)	直腸	スジ	引きスジ
ハラアブラ	胃・腸周囲脂	チレ	脾臓		

「野菜・果物」に関するガイドライン

【1：前提条件に関して】

●対象商品は一次産品のみとし「加工品」は対象外となります。

詳細は下記をご確認ください。

分類	品目	対象商品
野菜・果物	1. メロン 2. マンゴー 3. いちご 4. おうとう（さくらんぼ）	<ul style="list-style-type: none"> 一次産品（冷蔵、冷凍品、カット品、フリーズドライ品含む） 果物に関しては一次産品を補う食品の添付（はちみつ、コンデンスミルク等） ※わさびは「未加工」のものを対象とし、「すり下ろした状態」のものは対象外となります ※たけのこは水煮、干したけも対象となります（包装は問わない）
	5. 大葉 6. わさび 7. たけのこ	※以下の商品は対象外となります <ul style="list-style-type: none"> 対象品目以外の商品 対象品目の加工品 上記対象品目以外とのセット商品

【2：対象商品の事例】 ※赤字対象外商品

対象商品		備考	見解	
メロン	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		メロンとマンゴーのフルーツセット	対象品目同士のセット商品	○
		メロンとリンゴのフルーツセット	対象品目以外とのセット商品の為対象外	×
	調味料類・薬味などの添付	+はちみつ		○
	加工	冷凍メロン		○
		カットメロン		○
		ドライメロン（甘味料等の加味なし）		○
		ドライメロン（甘味料等の加味あり）	加工品の為対象外	×
		メロンビュレ/ソース	加工品の為対象外	×
		メロンプリン	加工品の為対象外	×
メロンゼリー		加工品の為対象外	×	
マンゴー	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		マンゴーとメロンのフルーツセット	対象品目同士のセット商品	○
		マンゴーとリンゴのフルーツセット	対象品目以外とのセット商品の為対象外	×
	調味料類・薬味などの添付	+はちみつ		○
	加工	冷凍マンゴー		○
		カットマンゴー		○
		ドライマンゴー（甘味料等の加味なし）		○
		ドライマンゴー（甘味料等の加味あり）	加工品の為対象外	×
		マンゴービュレ/ソース	加工品の為対象外	×
		マンゴープリン	加工品の為対象外	×

「野菜・果物」に関するガイドライン

対象商品		備考	見解	
いちご	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		いちごメロンのフルーツセット	対象品目同士のセット商品	○
		いちごりんごのフルーツセット	対象品目以外とのセット商品の為対象外	×
	調味料類・薬味などの添付	+練乳		○
	加工	いちごカット		○
		冷凍いちご		○
		いちごフリーズドライ（甘味料等の加味なし）		○
		いちごフリーズドライ（甘味料等の加味あり）	加工品の為対象外	×
		いちごパウダー	加工品の為対象外	×
		いちごアイス	加工品の為対象外	×
		いちごジャム	加工品の為対象外	×
		ミックスベリー	対象品目以外が混在している為対象外	×
いちごシロップ		加工品の為対象外	×	
いちごジュース		加工品の為対象外	×	
おうとう （さくらんぼ）	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		おうとういちごのフルーツセット	対象品目同士のセット商品	○
		おうとうりんごのフルーツセット	対象品目以外とのセット商品の為対象外	×
	加工	冷凍おうとう		○
		おうとうフリーズドライ（甘味料等の加味なし）		○
		おうとうフリーズドライ（甘味料等の加味あり）	加工品の為対象外	×
		缶詰・瓶詰	加工品の為対象外	×
		ジャム	加工品の為対象外	×
		サクランボ酢	加工品の為対象外	×
		ペースト・ピューレ・シロップ	加工品の為対象外	×
		ジュース	加工品の為対象外	×
		大葉 （青じそ、赤じそ）	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）
カット				○
加工	おおばフリーズドライ			○
	大葉パウダー		加工品の為対象外	×
	大葉ドレッシング		加工品の為対象外	×
	大葉ペースト		加工品の為対象外	×
	大葉揚げ物（串焼き・天ぷら）		加工品の為対象外	×
	大葉味噌		加工品の為対象外	×
	ふりかけ		加工品の為対象外	×
その他	えごま		対象外	×
わさび	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	生わさび	○
		わさびの葉		○
		わさびの茎		○
		わさびの花		○
	加工	わさびフリーズドライ		○
		練りわさび	加工品の為対象外	×
		わさびペースト	加工品の為対象外	×
		わさびパウダー（山わさび含む）	加工品の為対象外	×
		わさびおろし（刻みわさび）	加工品の為対象外	×
わさび煎餅・おかき	加工品の為対象外	×		
たけのこ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	生たけのこ	○
	加工	たけのこ水煮		○
		たけのこフリーズドライ		○
		干したけのこ		○
		炊き込みご飯の素	加工品の為対象外	×
		たけのこの佃煮	加工品の為対象外	×
		メンマ	加工品の為対象外	×
		煮物セット商品（他の野菜との詰め合わせ）	他の野菜との詰め合わせの為対象外	×

「水産物」に関するガイドライン

【1：前提条件に関して】

●対象商品は一次産品、及び、対象品目を活用した水産加工品も対象となります。

詳細は下記をご確認ください。

※水産加工品に関して、対象品目合計の使用割合が水産物全体の50%以上。

※調理食品にあつては、対象品目が使用した原材料に占める重量割合上位1位の原材料であり、且つ、対象品目の名称が商品名に含まれていて、対象品目の原料原産地名の表示がなされている商品が対象となります。

分類	品目	対象商品	
水産物	<ul style="list-style-type: none"> ●マグロ類 ●ブリ類 ●フグ類 ●マダイ ●ホタテガイ ●ウナギ ●カジキ類 ●カツオ類 ●アジ類 ●サワラ類 ●イワシ類 ●イカ類 ●カレイ類 ●タイ類 	<ul style="list-style-type: none"> ●メヌケ類 ●サケ・マス類 ●エビ類 ●カニ類 ●アナゴ類 ●スズキ ●タコ類 ●ハモ ●ヒラメ ●ホッケ ●ウニ類 ●アユ ●貝類 ●海藻類 	<ul style="list-style-type: none"> ・一次産品（冷凍品、カット品含む） ・一次産品を補う食料品の添付（醤油、薬味 等） ・対象品目を活用した水産加工品 <p>【対象となる加工品の定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象品目合計の使用割合が水産物全体の50%以上 ②調理食品にあつては、対象品目が使用した原材料に占める重量割合上位1位の原材料であり、且つ、対象品目の名称が商品名に含まれていて、対象品目の原料原産地名の表示がなされているもの <p>【貝類-その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品目詳細に記載のない貝類での申請が必要な場合は事前にコールセンターへ商品名をお伝えいただいた上で、「その他」を選択しご登録ください。
			<p>※以下の商品は対象外となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象品目以外の商品 ・上記に記載した「対象となる加工品の定義」に該当しない商品 ・魚卵のみの商品

【2：対象商品の事例】 ※赤字対象外商品

対象商品	備考	見解		
マグロ類 1.クロマグロ (通称：ホンマグロ、メジ、ヨコウ) 2.ミナミマグロ (通称：インドマグロ) 3.キハダ (通称：キメジ) 4.メバチ (通称：タルマ) 5.ピンナガ (通称：ピンチョウ)	一次産品（対象品目そのまま）	(そのまま)	○	
		マグロの刺身	○	
		マグロとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		マグロ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		マグロ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび	○	
		+醤油	○	
	加工	冷凍マグロ	○	
		缶詰	○	
		漬けまぐろ	○	
	まぐろ佃煮	○		
	まぐろオイル漬	○		
	まぐろかま焼き	○		
	中落ち	○		
	中落ち（ねぎとろ）	○		

「水産物」に関するガイドライン

対象商品		備考	見解	
ホタテガイ 1.ホタテガイ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）貝付き	○	
		貝柱	○	
		ホタテの刺身	○	
		ホタテとプリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		ホタテ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		ホタテ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍ホタテ		○
		缶詰		○
		ポイルホタテ		○
		ホタテグラタン		○
		蒸しホタテ		○
		干し貝柱		○
シーフードミックス		都道府県単位での水揚げ地が明確にならない為	×	
ブリ類 1.ブリ （通称：ハマチ、ワカシ、イナダ、ワラサ、ツバス、フクラギ） 2.カンパチ 3.ヒラマサ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		ブリの刺身	○	
		ブリとホタテの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		ブリ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		ブリ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍ブリ		○
		缶詰		○
		漬け		○
		鰯しゃぶ		○
		煮付け（ブリ大根）		○
		竜田揚げ		○
		照焼き		○
西京漬け			○	
かま焼き			○	
マダイ 1.マダイ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		マダイの刺身	○	
		マダイとプリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		マダイ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		マダイ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍マダイ		○
		缶詰		○
		湯引き		○
		煮付け		○
		塩焼き		○
		鯛めし	調理食品であって基準を満たしていないもの	×
		干物		○
鯛しゃぶ			○	
漬け		○		
カルパッチョ		○		

「水産物」に関するガイドライン

対象商品		備考	見解	
フグ類 1. トラフグ 2. マフグ 3. カラス 4. ヒガンフグ 5. ショウサイフグ 6. サバフグ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		フグの刺身	○	
		フグとマダイの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		フグ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		フグ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
		調味料類・薬味などの添付	+ポン酢 ※ふく刺しなど	○
	加工	+もみじおろし ※ふく刺しなど	○	
		+薬味 ※ふく刺しなど	○	
		冷凍フグ	○	
		缶詰	○	
		刺身	○	
		ふく皮（湯引き）	○	
		ふく塩辛	○	
		ふく唐揚げ	○	
		（そのまま）	○	
ウナギ 1. ウナギ	一次産品（対象品目そのまま）	うなぎの刺身	○	
		うなぎの蒲焼とホタテガイの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		うなぎ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		うなぎ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
		調味料類・薬味などの添付	+タレ	○
	加工	+山椒	○	
		+吸い物	○	
		+だし ※ひつまぶしなど	○	
		+わさび ※ひつまぶしなど	○	
		+ねぎ ※ひつまぶしなど	○	
加工	蒲焼き	○		
	冷凍うなぎ	○		
	缶詰	○		
	鰻茶漬	○		
	肝焼き	○		
	佃煮	○		
	う巻き	○		
	骨せんべい	「水産加工品」では無い為対象外	×	
	ウナギの骨	「ウナギの骨」は対象外	×	

「水産物」に関するガイドライン

対象商品		備考	見解	
カジキ類 1.マカジキ 2.メカジキ 3.シロカワカジキ 4.クロカワカジキ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		カジキの刺身	○	
		カジキとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		カジキ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		カジキ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍カジキ		○
		缶詰・瓶詰		○
		昆布〆		○
		塩焼・照り焼き		○
		煮つけ・佃煮		○
		カツ・フライ		○
		西京漬け・味噌漬け・粕漬け		○
		ジャーキー・燻製		○
カツオ類 1.カツオ 2.ソウダカツオ 3.スマカツオ 4.ハカツオ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		カツオの刺身	○	
		カツオとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		カツオ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		カツオ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍カツオ		○
		缶詰・瓶詰		○
		カツオのタタキ		○
		塩焼・照り焼き		○
		煮つけ・佃煮		○
		カツ・フライ		○
		カツオ醤油漬け		○
		ジャーキー・燻製		○
鰹節			○	
カツオの塩辛（酒盗、わたがらす）			○	
カツオの卵	魚卵は対象外	×		
アジ類 1.マアジ 2.ムロアジ 3.シマアジ 4.アオアジ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		アジの刺身	○	
		アジとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		アジ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		アジ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍アジ		○
		缶詰・瓶詰		○
		アジのなめろう		○
		塩焼		○
		アジフライ		○
		アジの南蛮漬け		○
		西京漬け・味噌漬け・粕漬け		○
		アジ節		○
干物			○	

「水産物」に関するガイドライン

	対象商品	備考	見解	
サワラ類 1.サゴチ 2.サワラ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		サワラの刺身	○	
		サワラとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		サワラ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		サワラ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍サワラ		○
		缶詰・瓶詰		○
		カルパッチョ		○
		たたき		○
		塩焼・照り焼き		○
		煮つけ		○
		西京漬け・味噌漬け・粕漬け		○
干物			○	
真子煮/からすみ		魚卵は対象外	×	
イワシ類 1.マイワシ 2.カタクチイワシ 3.ウルメイワシ 4.ニシン	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		イワシの刺身	○	
		イワシとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		イワシ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		イワシ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍イワシ		○
		缶詰・瓶詰		○
		オイルサーディン		○
		いわしのかば焼き		○
		煮つけ・佃煮		○
		干物		○
		ジャーキー・燻製		○
昆布巻き		調理食品であって基準を満たしていないもの	×	
いわし明太子		対象品目の重量割合が上位1位の場合対象	○	
しらす・しらす干し		主原料がイワシ類のため対象	○	
つみれ		対象品目の重量割合が上位1位の場合対象	○	
しらすせんべい		○		
かずのこ	魚卵は対象外	×		
イカ類 1.スルメイカ 2.モンコウイカ 3.コウイカ 4.アオリイカ 5.ヤリイカ 6.アカイカ 7.ヒイカ 8.ホタルイカ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		イカの刺身	○	
		イカとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		イカ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		イカ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍イカ		○
		缶詰・瓶詰		○
		カルパッチョ		○
		丸焼き		○
		煮つけ・佃煮		○
		イカの天ぷら		○
		西京漬け・味噌漬け・粕漬け		○
干物			○	
塩辛			○	
いかとんぴ			○	
シーフードミックス		都道府県単位での水揚げ地が明確にならない為	×	

「水産物」に関するガイドライン

対象商品		備考	見解		
カレイ類 1.マカレイ 2.マコカレイ 3.イシカレイ 4.ナメタカレイ 5.インドカレイ 6.アカカレイ 7.クロカレイ 8.アサバカレイ 9.ヤナギムシカレイ 10.メイタカレイ 11.コガネカレイ 12.シタヒラメ	一次産品（対象品目そのまま）	(そのまま) カレイの刺身 カレイとプリの刺身盛り合わせセット商品 カレイ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品 カレイ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	 ○ ○ ○ ○ ×		
	調味料類・薬味などの添付	+わさび +醤油	 ○ ○		
	加工	冷凍カレイ 缶詰・瓶詰 エンガワ刺身 塩焼 煮つけ フライ 西京漬け・味噌漬け・粕漬け 干物	 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	タイ類 1.カスゴ 2.チタイ 3.レンコタイ 4.クロタイ 5.アマタイ 6.イシタイ 7.アオタイ 8.キンメタイ 9.オナガ 10.オゴ 11.イトヨリ	一次産品（対象品目そのまま）	(そのまま) タイの刺身 タイとプリの刺身盛り合わせセット商品 タイ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品 タイ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	 ○ ○ ○ ○ ×	
		調味料類・薬味などの添付	+わさび +醤油	 ○ ○	
		加工	冷凍タイ 缶詰・瓶詰 湯引き 煮付け 塩焼き 鯛めし 干物 鯛しゃぶ 漬け カルパッチョ	 ○ ○ ○ ○ ○ 調理食品であって基準を満たしていないもの ○ ○ ○ ○ ○	
		メヌケ類 1.メヌケ 2.アコウ 3.キンキ 4.メバル 5.オコゼ 6.アカウオ 7.カサゴ	一次産品（対象品目そのまま）	(そのまま) メヌケの刺身 メヌケとプリの刺身盛り合わせセット商品 メヌケ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品 メヌケ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	 ○ ○ ○ ○ ×
			調味料類・薬味などの添付	+わさび +醤油	 ○ ○
			加工	冷凍メヌケ 塩焼・照り焼き 煮つけ・佃煮 西京漬け・味噌漬け・粕漬け 干物	 ○ ○ ○ ○ ○

「水産物」に関するガイドライン

対象商品		備考	見解		
サケ・マス類 1. シロサケ 2. キンサケ 3. マス 4. ニジマス	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○		
		サケの刺身	○		
		サケとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○	
		サケ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○	
		サケ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×	
	調味料類・薬味などの添付	+ わさび		○	
		+ 醤油		○	
	加工	冷凍サケ		○	
		缶詰・瓶詰		○	
		塩焼		○	
		フライ		○	
		西京漬け・味噌漬け・粕漬け		○	
		ジャーキー・燻製		○	
		鮭フレーク		○	
		鮭茶漬け（具材のみ）	対象品目の重量割合が上位1位の場合対象	○	
		サケトバ		○	
		サケフライ（冷凍）		○	
鮭おにぎり		調理食品であって基準を満たしていないもの	×		
いくら・筋子		魚卵は対象外	×		
エビ類 1. クルマエビ 2. マキエビ 3. シバエビ 4. サルエビ 5. イセエビ 6. 大正エビ 7. クマエビ 8. アカエビ 9. シャコ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○		
		エビの刺身		○	
		エビとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○	
		エビ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○	
		エビ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×	
	調味料類・薬味などの添付	+ わさび		○	
		+ 醤油		○	
	加工	冷凍エビ		○	
		缶詰・瓶詰		○	
		塩焼		○	
		ゆで・蒸し		○	
		エビフライ・天ぷら		○	
		海老燻製		○	
		しょうゆ漬け		○	
		卵のしょうゆ漬け	卵は対象外	×	
		シーフードミックス	都道府県単位での水揚げ地が明確にならない為	×	
		カニ類 1. ワタリカニ 2. ケカニ 3. スズイカニ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○
カニの刺身					○
カニとブリの刺身盛り合わせセット商品				対象品目同士のセット商品	○
カニ200gと対象外水産物101gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上			○	
カニ100gと対象外水産物201gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満			×	
調味料類・薬味などの添付	+ 三杯酢・ポン酢			○	
	+ 醤油			○	
加工	冷凍カニ			○	
	缶詰・瓶詰			○	
	カルパッチョ			○	
	塩焼			○	
	ゆで・蒸し			○	
	カニ飯（具材のみ）			○	
	カニみそ			○	
	沖漬			○	
	ケジャン			○	
	蟹の子		卵は対象外	×	
	カニクリームコロッケ	調理食品であって基準を満たしていないもの	×		

「水産物」に関するガイドライン

対象商品		備考	見解	
アナゴ類 1. マアナゴ 2. ギンアナゴ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		アナゴの刺身	○	
		アナゴの刺身とホタテガイの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		アナゴ200gとイカ100gの刺身盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		アナゴ100gとイカ200gの刺身盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+タレ		○
		+ワサビ		○
		+山椒		○
	加工	冷凍アナゴ		○
		缶詰・瓶詰		○
		蒲焼・白焼き		○
		煮アナゴ		○
		天ぷら		○
		味噌干し		○
あなご茶漬け（具材のみ）		対象品目の重量割合が上位1位の場合対象	○	
押し寿司		調理食品であって基準を満たしていないもの	×	
スズキ 1. スズキ 2. セイゴ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		スズキの刺身		○
		スズキとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		スズキ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		スズキ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍スズキ		○
		缶詰・瓶詰		○
		カルパッチョ		○
		昆布メ		○
		塩焼		○
		西京漬け・味噌漬け・粕漬け		○
タコ類 1. タコ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		タコの刺身		○
		タコとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		タコ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		タコ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍タコ		○
		缶詰・瓶詰		○
		カルパッチョ		○
		丸焼き		○
		ゆでだこ		○
		唐揚げ		○
		燻製		○
酢だこ			○	
塩辛			○	
タコ飯の素（具材のみ）		対象品目の重量割合が上位1位の場合対象	○	
練り物（かまぼこ・さつま揚げ・ちくわ等）	タコ以外の水産原材料が明確にできないため	×		
タコ焼き	調理食品であって基準を満たしていないもの	×		
シーフードミックス	都道府県単位での水揚げ地が明確にならない為	×		

「水産物」に関するガイドライン

対象商品		備考	見解	
ハモ 1.ハモ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		ハモの刺身	○	
		ハモとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		ハモ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		ハモ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+練り梅		○
		+醤油		○
	加工	冷凍ハモ		○
		缶詰・瓶詰		○
		蒲焼・白焼き		○
		湯引き		○
		から揚げ		○
ヒラメ 1.ヒラメ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		ヒラメの刺身		○
		ヒラメとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		ヒラメ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		ヒラメ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍ヒラメ		○
		エンガワ刺身		○
		カルパッチョ		○
		昆布炙		○
		塩焼		○
		煮つけ		○
ムニエル			○	
ホッケ 1.ホッケ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		ホッケの刺身		○
		ホッケとブリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		ホッケ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		ホッケ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍ホッケ		○
		缶詰・瓶詰		○
		煮つけ		○
		フライ		○
		干物		○
		燻製		○
切込（塩麹漬）			○	

「水産物」に関するガイドライン

対象商品		備考	見解	
ウニ類 1.ウニ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		ウニの刺身	○	
		ウニとプリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		ウニ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		ウニ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍ウニ		○
		缶詰・瓶詰		○
		ウニイカ		○
		ウニふりかけ	対象品目の重量割合が上位1位の場合対象	○
		ウニご飯	調理食品であって基準を満たしていないもの	×
アユ 1.アユ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		アユの刺身		○
		アユとプリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		アユ200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		アユ100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍アユ		○
		缶詰・瓶詰		○
		塩焼き		○
		オイル漬け		○
貝類 1.アサリ 2.ウミタケ 3.カキ 4.シジミ 5.ハマグリ 6.アカガイ 7.イガイ 8.イシガキガイ 9.タイラカイ 10.ホッキガイ 11.マテガイ 12.ミルガイ 13.アワビ 14.エソアワビ 15.トコブシ 16.サザエ 17.シツカ 18.ツブガイ 19.バイガイ 20.トリガイ 21.アオヤギ 22.貝柱 99.その他	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		貝の刺身		○
		貝とプリの刺身盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		貝200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
		貝100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×
	調味料類・薬味などの添付	+わさび		○
		+醤油		○
	加工	冷凍貝		○
		缶詰・瓶詰		○
		浜焼		○
		煮つけ・佃煮		○
		燻製		○
		乾物		○
		オイル漬		○
		貝飯の素（具材のみ）		○
		貝とウニ漬	対象品目の重量割合が上位1位の場合対象	○
		牡蠣飯	調理食品であって基準を満たしていないもの	×
		アサリ炊き込みご飯	調理食品であって基準を満たしていないもの	×
		アサリエキス抽出サブリ	対象品目自体が商品に含まれない為	×
		スープ・味噌汁	調味料及びスープに該当する為	×
		シーフードミックス	都道府県単位での水揚げ地が明確にならない為	×

「水産物」に関するガイドライン

対象商品		備考	見解	
海藻類 1.コンブ 2.ワカメ 3.ヒジキ 4.モズク 5.ノリ	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		コンブの刺身(生コンブ)	○	
		ワカメの刺身(生ワカメ)	○	
		生ヒジキ	○	
		生モズク	○	
		生ノリ	○	
		生コンブと生ワカメの盛り合わせセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		対象海藻類200gと対象外水産物100gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%以上	○
	対象海藻類100gと対象外水産物200gの盛り合わせセット商品	対象品目の割合が水産物全体の50%未満	×	
	調味料類・葉味などの添付	+ わさび		○
		+ 醤油		○
	加工	冷凍ワカメ		○
		缶詰・瓶詰		○
		干物		○
		塩もみ		○
		酢の物		○
		つくだ煮		○
ふりかけ		対象品目の重量割合が上位1位の場合対象	○	
スープ・味噌汁		調味料及びスープに該当する為	×	

「茶」に関するガイドライン

【1：前提条件に関して】

●対象商品は一次産品（ティーバッグ、粉末の抹茶含む）のみとし「加工品」は対象外となります。

詳細は下記をご確認ください。

分類	品目	対象商品
茶	●茶（リーフ茶）	・一次産品（ティーバッグ、粉末の抹茶含む）
		<p>※以下の商品は対象外となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャノキ以外からできた商品 ・リーフ茶とリーフ茶以外のブレンド茶 ・花香などの香りをつけた着香茶 ・対象品目の粉碎以外の加工品（茶飲料、ペースト等） ・対象品目以外とのセット商品（リーフ茶とリーフ茶以外のセット品）

【2：対象商品の事例】 ※赤字対象外商品

	対象商品	備考	見解	
茶	リーフ茶	緑茶	○	
		煎茶	○	
		深蒸し煎茶	○	
		焙煎深蒸し煎茶	○	
		玉露	○	
		かぶせ茶	○	
		番茶	○	
		玉緑茶	○	
		碾茶	○	
		焙じ茶	○	
		番茶	○	
		焙じ茶（ほうじ茶）	○	
		茎茶	○	
		白茶	○	
		黄茶	○	
		青茶（烏龍茶など）	○	
		紅茶	○	
		黒茶（プーアル茶など）	○	
		花茶（ジャスミン茶/さんびん茶など）	着香茶の為対象外	×
		ハーブティー	着香茶の為対象外	×
		果実茶	リーフ茶でない為対象外	×
		麦茶	リーフ茶でない為対象外	×
		はとむぎ茶	リーフ茶でない為対象外	×
		そば茶	リーフ茶でない為対象外	×
		どくだみ茶	リーフ茶でない為対象外	×
		ルイボスティー	リーフ茶でない為対象外	×
		よもぎ茶	リーフ茶でない為対象外	×
	玄米茶	「米」が混在している為対象外	×	
	お茶っ葉セット商品	対象品目同士のセット商品	○	
	お茶っ葉セット商品	対象品目以外とのセット商品（煎茶と麦茶等のセット商品）	×	
	茶筒セット	茶を保管・保存するための用品は対象	○	
	お茶っ葉＋茶器	対象外	×	
	加工	ティーバッグ	○	
抹茶		○		
抹茶ペースト		加工品の為対象外	×	
抹茶スイーツ		加工品の為対象外	×	

「花き」に関するガイドライン

【1：前提条件に関して】

●対象商品は一次産品のみとし「加工品」は対象外となります。

※「観賞用以外の商品」は対象外となります。

詳細は下記をご確認ください。

分類	品目	対象商品
花き	1. 切り花 2. 鉢もの 3. 花壇用苗もの 4. 花木類 5. 芝類 6. 球根類 7. 地被植物類	<ul style="list-style-type: none"> 一次産品 一次産品の観賞用としての機能を補う付属品（鉢、枝など）の添付
		<p>※以下の商品は対象外となります</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象品目以外の商品 対象品目以外とのセット商品

【2：対象商品の事例】 ※赤字対象外商品

対象商品		備考	見解	
切り花	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま） キク、バラ、カーネーション等	○	
		花束	○	
		フラワーアレンジメント	○	
		切り葉	○	
		切り枝	○	
		セット商品	対象品目同士のセット商品	○
	加工	ブリザーブドフラワー	加工の為対象外	×
		ドライフラワー	加工の為対象外	×
		ハーバリウム	加工の為対象外	×
		食用花	食用の為対象外	×
造花とのアレンジ		造花とのセット商品の為対象外	×	
鉢もの	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま） シクラメン、ラン等	○	
		盆栽	○	
		観葉植物	○	
		対象品目+鉢	○	
		セット商品	対象品目同士のセット商品	○
	花壇用苗もの	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま） バンジー、ペチュニア等	○
花木類	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま） ツツジ等庭木に使われる木等	○	
		セット商品	対象品目同士のセット商品	○
芝類	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま） 造園用等	○	
		セット商品	対象品目同士のセット商品	○
球根類	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま） チューリップ、ユリ等	○	
		食用球根	食用の為対象外	×
		セット商品	対象品目同士のセット商品	○
地被植物類	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま） ササ、蕁类等	○	
		セット商品	対象品目同士のセット商品	○

「ジビエ」に関するガイドライン

【1：前提条件に関して】

- 対象商品は一次産品、及び、対象品目を活用した加工品も対象となります。
 - 加工品は冷蔵・冷凍品であって、シカ肉・イノシシ肉を明確に表示し、且つ、対象品目の原材料の重量に占める割合が最も高い商品が対象となります。
- 詳細は下記をご確認ください。

分類	品目	対象商品
ジビエ	●シカ肉 ●イノシシ肉	<ul style="list-style-type: none"> ・一次産品（冷蔵、冷凍品、スライス、カット品含む） ・一次産品を補う食料品の添付（タレ、ポン酢等） ・対象品目を活用した加工食品（冷蔵、冷凍品であって、シカ肉、イノシシ肉の使用を明確に表示し、且つ、対象品目の原材料の重量に占める割合が最も高い商品が対象となります）
		<p>※以下の商品は対象外となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象品目以外の商品（副生物） ・ひき肉 ・対象品目以外とのセット商品（シカ肉とクマ肉）

【2：対象商品の事例】 ※赤字対象外商品

	対象商品	備考	見解	
シカ肉 イノシシ肉	一次産品（対象品目そのまま）	（そのまま）	○	
		カット	○	
		スライス	○	
		ひき肉	どの処理施設で処理されたか特定が難しいため	×
		冷凍		○
		シカ肉とイノシシ肉セット商品	対象品目同士のセット商品	○
		シカ肉と野菜のセット商品		○
		シカ肉とクマ肉とのセット商品	対象品目以外とのセット商品の為対象外	×
	調味料類・薬味などの添付	+ソース ※ステーキなど		○
		+塩・胡椒 ※ステーキなど		○
		+スパイス ※ステーキなど		○
		+タレ ※焼肉など		○
		+割下 ※すき焼きなど		○
	加工	ハンバーグ、肉団子	どの処理施設で処理されたか特定が難しいため	×
		しぐれ煮		○
		ローストジビエ		○
		熟成肉		○
		ソーセージ・ベーコン・ハム		○
		レバーペースト	副生物の為対象外	×
		塩・胡椒仕込み		○
		味噌仕込み		○
		ソース仕込み（ジンギスカン等）		○
		ポイル		○
		干し肉	常温品の為対象外	×
		カレー		○
その他	ホルモン（ハラミ、タン、レバーなど）	副生物の為対象外	×	
	ペットフード	ペットフードの為NG	×	
	毛皮・角製品	食品でない為NG	×	

「そば」に関するガイドライン

【1：前提条件に関して】

●対象商品は一次産品（そば粉、なまそば）のみとし「加工品」は対象外となります。

※「半なまそば」、「冷凍なまそば」は対象となります。

詳細は下記をご確認ください。

品目	対象商品
●そば	<ul style="list-style-type: none"> 一次産品（そば粉、なまそば） ※半なまそば、冷凍なまそば含む 一次産品を補う食料品の添付（つゆ、薬味）
	<p>※以下の商品は対象外となります</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象品目以外の商品 対象品目以外とのセット商品 干しそば（乾麺）、ゆでそば、蒸しそば

【2：対象商品の事例】 ※赤字対象外商品

	対象商品	備考	見解	
そば	一次産品（対象品目そのまま）	なまそば	茶そば、ゆずそば等の商品名であっても可	○
		そば粉		○
		茹でそば		×
		乾めん（インスタントそば）		×
		冷凍なまそば		○
		そばセット商品	対象品目同士のセット商品	○
		そばとうどんセット商品	対象品目以外とのセット商品の為対象外	×
		そばと野菜セット商品	対象品目以外とのセット商品の為対象外	×
		そばととうろセット商品	対象品目以外とのセット商品の為対象外	×
	調味料類・薬味などの添付	+たし ※かけそば用等		○
		+つゆ		○
		+薬味		○
		+ネギ		○
		+水		○
	加工	そばを使用した料理・菓子	加工品の為対象外	×
		そば粉を使用した料理・菓子	加工品の為対象外	×
		そば生地	加工品の為対象外	×
		ソバの実を使用した料理・菓子	加工品の為対象外	×
		そば茶を使用した料理・菓子	加工品の為対象外	×
	その他	そば茶	対象外	×
そば湯		対象外	×	
ソバの実		対象外	×	
そば米		対象外	×	
手打ちそばセット商品		そば棒などの食品以外の付属品はNG	×	